



特別な支援が必要な子

利用できるサポート制度を知っておきましょう。

特別児童扶養手当・児童育成手当(障害手当)

子育て支援課 給付担当 TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2
(区役所 6階④窓口)

該当の児童の父母、養育者への手当です。窓口での申請が必要です。

特別児童扶養手当

対 象	次のいずれかに該当する児童(20歳未満)を扶養している父母または養育者 1 身体障害者1～3級程度の児童(下肢障害の一部 4級も含む) 2 愛の手帳1～3度程度の児童 3 長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童 ※上記の障害に該当する人が全て対象とは限らないので注意
手 当 額	児童一人につき 月額 特児1級(重度)の場合 56,800円 ※所得制限あり 特児2級(中度)の場合 37,830円

児童育成手当(障害手当)

対 象	次のいずれかに該当する児童(20歳未満)を扶養している父母または養育者 1 身体障害者手帳1、2級程度の児童 2 愛の手帳1～3度程度の児童 3 脳性麻痺 4 進行性筋萎縮症 ※上記の障害に該当する人が全て対象とは限らないので注意
手 当 額	児童一人につき 月額 15,500円 ※所得制限あり

医療的ケア相談

区では、医療的ケアを必要とする子の支援を行っています。
医療的ケアを必要とする子については、以下の担当に相談してください。

- 総合的な相談 障害福祉課総合相談担当 TEL 5246-1202
- 小中学校・幼稚園・こども園 学務課特別支援学級担当 TEL 5246-1416
- 保育園 児童保育課支援担当 TEL 5246-1309
- こどもクラブ・放課後子供教室 児童保育課放課後対策担当 TEL 5246-1235

医療費の助成

子育て支援課 給付担当 TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2
(区役所 6階④窓口)
保健予防課 予防担当 TEL 3 8 4 7 - 9 4 7 1
(台東保健所 5階)
保健予防課 精神保健担当 TEL 3 8 4 7 - 9 4 0 5
(台東保健所 5階)

該当の児童への助成です。

対象や申請窓口がそれぞれ異なりますので、確認の上、申請してください。

母子関係(公費負担制度)

種 類	対象者	公費負担額	手続方法
養育医療	1 出生時体重が2,000g以下の乳児 2 1以外で医師が入院養育を必要と認めた乳児	健康保険適用後の自己負担額(一部本人負担あり)	所定の書類をそろえて、子育て支援課給付担当へ申請 ※指定医療機関における医療に限り助成可能
自立支援医療(育成医療)	18歳未満で身体・内臓障害があり、手術により機能回復が見込まれる子供(所得制限あり)		
療育医療	18歳未満で結核にかかっている入院を必要とする子供		

特殊疾病関係(東京都助成事業)

種 類	対象者	公費負担額	手続方法
小児慢性疾患	18歳未満で心臓病・小児がん・慢性疾患などにかかり治療を受けている子供	健康保険適用後の自己負担額(一部本人負担あり)	所定の書類をそろえて、子育て支援課給付担当へ申請



精神障害関係(東京都助成事業)

種類	対象者	公費負担額	手続方法
小児 精神病	18歳未満の精神障害で入院治療を必要とする子供	健康保険適用後の自己負担額	所定の書類をそろえて、台東保健所保健予防課精神保健担当へ申請

大気汚染関係(東京都助成事業)

種類	対象者	公費負担額	手続方法
大気汚染による健康障害	18歳未満で気管ぜん息などの病気で治療を受けている子供	健康保険適用後の自己負担額	所定の書類をそろえて、台東保健所保健予防課予防担当へ申請

障害児福祉手当(国の制度)

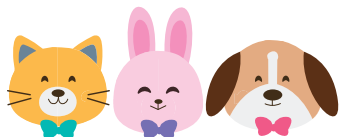
障害福祉課 給付担当
(区役所2階窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 0 1

該当の人に支給される手当です。窓口での申請が必要です。
この手当は、所定の診断書で障害の程度の判定を行います。

助成限度額

対 象	20歳未満で精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態(身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度の一部、またはこれらと同等の疾病、精神の障害)の人 ※各種手帳を所持していなくても可
金 額	月額 16,100円 ※所得等の支給制限あり。改定される場合もあり



児童発達支援

松が谷福祉会館 こども療育担当 TEL 3 8 4 2 - 2 6 7 3
(松が谷福祉会館1階)

障害福祉課 総合相談担当 TEL 5 2 4 6 - 1 2 0 2 ・ 1 2 0 3
(区役所2階窓口)

保健予防課 精神保健担当 TEL 3 8 4 7 - 9 4 0 5
(台東保健所5階)

該当する児童に、必要な療育や訓練を行います。

対 象	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童 ・市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童 ・保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童、など
内 容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、そのほか必要な支援を行います
費 用	令和7年4月より原則サービスにかかる費用は無料

台東区松が谷福祉会館 こども療育室

こども療育室では、子供一人ひとりの発達の支援を行っています。
発達の様子や相談内容に応じて、心理士や言語聴覚士など専門のスタッフが、個別に助言します。また、一人ひとりの発達段階に合わせて、個別指導やグループ指導を行っています。
気がかりなことがあれば、早めに相談してみましょう(相談先、受付時間はp33参照)。



弱視等治療用眼鏡助成

子育て支援課 給付担当
(区役所6階④窓口)

TEL 5 2 4 6 - 1 2 3 2

健康保険の適用となった弱視等の治療用眼鏡を使用している9歳未満の子供を対象に、更新や修理にかかる費用の一部を助成します。

助成限度額

	更新	修理(費用の1/2を助成)
眼鏡	40,492円	20,246円
コンタクトレンズ	1枚 13,780円	1枚 6,890円

助成対象

更新 … 度数を変えて眼鏡等を作成する場合で、5歳未満の子供は作成してから1年未満、5歳から9歳未満の子供は作成してから2年未満に買い換える場合。
修理 … 健康保険の適用となった治療用眼鏡等を度数を変えずに買換える場合、またはフレーム等を修理する場合。

発達障害とは…

発達障害は、主に言葉やコミュニケーション、行動の問題として現れます。人とのやりとりや集団行動の場面で、本人・周囲に困難なことが起こりやすい障害です。見た目には障害がわかりにくく、周囲から気づかれられないため誤解を受けやすいので、本人が戸惑い、生活のしづらさを感じている場合も少なくありません。

早期に発見し、適切な支援につなげることが、子供の成長のために重要です。

発達障害の主な例

自閉スペクトラム症(ASD)

- コミュニケーション・対人関係が苦手/社会性の障害/パターン化した行動 など

注意欠陥多動性症(ADHD)

- 不注意/多動・多弁/衝動的な行動 など

学習障害(LD)

- 読む・書く・計算が困難 など

幼児期によく見られる行動

- 言葉を覚え、おしゃべりはするが、会話のやりとりは苦手
- 車・電車などの好きなおもちゃではよく遊ぶが、他のものには興味をもちにくい
- 公園で元氣よく動き回るが、順番が守れず、落ち着いてられない
- ひとり遊びはできるが、皆と一緒に遊ばず、体操も嫌がる

※これらの発達障害は互いに重なり合うことも多く、個々の子供の個性や発達の状況、年齢、環境などによって目に見える症状はさまざまです。

子供の発達に関する相談

詳細は各相談窓口へ問合せください。

発達相談

対象	区内在住の乳幼児と保護者
内容	運動・情緒・言語等の発達面についての診察、相談。要予約
会場と日程	台東保健所 第2火曜日 午前8時45分～正午 第4火曜日 午前9時30分～午前10時30分 浅草保健相談センター 第3水曜日 午前9時40分～午前10時50分 ※実施日は変更になる場合もあり
予約・問合せ	台東保健所 保健サービス課 TEL 3 8 4 7 - 9 4 9 7 浅草保健相談センター 保健指導担当 TEL 3 8 4 4 - 8 1 7 2

パンダクラブ(発達相談集団)

対象	区内在住の2～3歳児の保護者
内容	他の子と遊べない、落ち着きがない、言葉で意思を伝えにくい等がある幼児に対して、遊びを通じて支援していくグループ指導。要予約
会場と日程	浅草保健相談センター 第4木曜日 午前9時30分～午前11時 ※実施日は変更になる場合もあり
予約・問合せ	浅草保健相談センター 保健指導担当 TEL 3 8 4 4 - 8 1 7 2

専門相談

対象	区内在住の0歳以上の子供と保護者
内容	個別や小集団による発達指導や相談
受付時間	月曜日～金曜日(祝祭日除く) 午前8時30分～午後5時
問合せ	松が谷福祉会館 子育て療育室 TEL 3 8 4 2 - 2 6 7 3

